

江東区国民保護協議会 議事録

会議名	第1回江東区国民保護協議会																																																							
開催日時	平成18年7月7日(金)		時間	14時00分から14時40分																																																				
開催場所	江東区防災センター4階 第41、42会議室																																																							
会議公開	○公開 部分公開 非公開		傍聴者	1名																																																				
出席者	<p>【会長】 室橋 昭</p> <p>【委員】 51名中 出席48名</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">□岡村 次郎</td> <td style="width: 25%;">□山崎 希岳</td> <td style="width: 25%;">□野村 俊夫</td> <td style="width: 25%;">□小林 俊春</td> </tr> <tr> <td>□鶴崎 洋二</td> <td>□増茂 洋之進</td> <td>□岡部 正道</td> <td>□小森 弘雅</td> </tr> <tr> <td>□小辻 統一</td> <td>□木村 勉</td> <td>□安食 年英</td> <td>□佐竹 敏子</td> </tr> <tr> <td>□古川 俊明</td> <td>□石橋 久史</td> <td>□山本 浩</td> <td>□板津 道也</td> </tr> <tr> <td>□黒住 光浩</td> <td>□秋山 邦彦</td> <td>□作田 龍昭</td> <td>□斎藤 久也</td> </tr> <tr> <td>□光富 正敏</td> <td>□鈴木 重臣</td> <td>□中津川 政廣</td> <td>□新島 恒雄</td> </tr> <tr> <td>□諸橋 伍一</td> <td>□花水 新</td> <td>□荒内 隆</td> <td>□武田 茂治</td> </tr> <tr> <td>□浦山 斎</td> <td>□高橋 智章</td> <td>□二宮 節夫</td> <td>□清水 芳子</td> </tr> <tr> <td>□野口 恒男</td> <td>□海藤 芳和</td> <td>□石井 重信</td> <td>□浅野 美智子</td> </tr> <tr> <td>□新保 明</td> <td>□板倉 稔</td> <td>□齊藤 雄一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□安藤 薫</td> <td>□高橋 三喜</td> <td>□江森 東</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□長濱 海造</td> <td>□宍戸 孝</td> <td>□斎藤 正人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□風岡 俊久</td> <td>□鳥海 武</td> <td>□加藤 光嚴</td> <td></td> </tr> </table>				□岡村 次郎	□山崎 希岳	□野村 俊夫	□小林 俊春	□鶴崎 洋二	□増茂 洋之進	□岡部 正道	□小森 弘雅	□小辻 統一	□木村 勉	□安食 年英	□佐竹 敏子	□古川 俊明	□石橋 久史	□山本 浩	□板津 道也	□黒住 光浩	□秋山 邦彦	□作田 龍昭	□斎藤 久也	□光富 正敏	□鈴木 重臣	□中津川 政廣	□新島 恒雄	□諸橋 伍一	□花水 新	□荒内 隆	□武田 茂治	□浦山 斎	□高橋 智章	□二宮 節夫	□清水 芳子	□野口 恒男	□海藤 芳和	□石井 重信	□浅野 美智子	□新保 明	□板倉 稔	□齊藤 雄一		□安藤 薫	□高橋 三喜	□江森 東		□長濱 海造	□宍戸 孝	□斎藤 正人		□風岡 俊久	□鳥海 武	□加藤 光嚴	
□岡村 次郎	□山崎 希岳	□野村 俊夫	□小林 俊春																																																					
□鶴崎 洋二	□増茂 洋之進	□岡部 正道	□小森 弘雅																																																					
□小辻 統一	□木村 勉	□安食 年英	□佐竹 敏子																																																					
□古川 俊明	□石橋 久史	□山本 浩	□板津 道也																																																					
□黒住 光浩	□秋山 邦彦	□作田 龍昭	□斎藤 久也																																																					
□光富 正敏	□鈴木 重臣	□中津川 政廣	□新島 恒雄																																																					
□諸橋 伍一	□花水 新	□荒内 隆	□武田 茂治																																																					
□浦山 斎	□高橋 智章	□二宮 節夫	□清水 芳子																																																					
□野口 恒男	□海藤 芳和	□石井 重信	□浅野 美智子																																																					
□新保 明	□板倉 稔	□齊藤 雄一																																																						
□安藤 薫	□高橋 三喜	□江森 東																																																						
□長濱 海造	□宍戸 孝	□斎藤 正人																																																						
□風岡 俊久	□鳥海 武	□加藤 光嚴																																																						
議題	<p>1. 江東区国民保護協議会運営規程(案)について</p> <p>2. 江東区国民保護協議会の設置について</p> <p>3. 江東区国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール(案)</p>																																																							
配布資料	<p>1. 江東区国民保護協議会委員名簿</p> <p>2. 江東区国民保護協議会運営規程(案)</p> <p>2-2. 江東区国民保護協議会の傍聴に関する取扱いについて(案)</p> <p>3. 江東区国民保護協議会の設置趣旨</p> <p>4. 江東区国民保護計画作成の基本的考え方</p> <p>5. 江東区国民保護計画の概要</p> <p>6. 江東区国民保護計画作成スケジュール(案)</p> <p>参考資料1. 国民保護のしくみ</p> <p>参考資料2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p> <p>参考資料3. 江東区国民保護協議会条例</p> <p>参考資料4. 江東区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例</p>																																																							

会議の概要	<p>1. 委員の委嘱・紹介 司会の総務部長から開会にあたっての挨拶と委員の委嘱について説明があり、委嘱状の机上配布をもって略式により伝達された。委員の紹介については、委員名簿の配布をもって紹介に代えた。</p> <p>2. 会長挨拶 会長である室橋区長から、開会にあたっての挨拶があった。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1)江東区国民保護協議会運営規程(案)について 事務局から運営規程案が提案され、本協議会が原則公開になることが了承された。そのうえで、傍聴に関する取扱いについて(案)も説明がなされた。</p> <p>※ 傍聴希望の確認を会長が行なったところ、希望者が一人いたことから本協議会への傍聴を認めることを会長が確認した。その後、議事を一時中断し、傍聴者が入場した。</p> <p>(2)江東区国民保護協議会の設置の趣旨について 事務局から本協議会の設置の趣旨が報告され、了承された。 委員より「都の協議会には、NHKとか放送関係の方が入っていた。不安を解消し、正確な情報を知らせることが大事。そういう方が委員に入っていないのは規程に載っていないということで捉えてよろしいか」との質問があった。</p> <p>(3)江東区国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール(案)について 事務局から資料に基づき、基本的考え方とスケジュール(案)が説明がされた。 委員より「第2回に出される計画素案については、当日ではなく、事前にいただきたい」旨の要望があり、事務局から8月末中の送付が確認された。 その後、計画作成の基本的考え方とスケジュール(案)について承認を求めたところ、異議なく了承された。 事務連絡で次回協議会が9月8日に開催されることが確認された。</p>
-------	---

第1回 江東区国民保護協議会 次第

平成18年7月7日（金）午後2時～
江東区防災センター41・42会議室

1 開 会

2 委員の委嘱及び紹介

3 会長（江東区長）挨拶

4 議 事

（1）江東区国民保護協議会運営規程（案）について

（2）江東区国民保護協議会の設置について

（3）江東区国民保護計画作成の基本的考え方及びスケジュール（案）
について

5 閉 会

資料 1

江東区国民保護協議会委員名簿

会長 江東区長 室橋 昭 委員 51 名

区分・根拠	職 名	氏 名
指定地方行政機関の職員 (第1号)	関東地方整備局荒川下流河川事務所長 東京海上保安部次長	岡村 次郎 鶴崎 洋二
自衛隊に所属する者 (第2号)	陸上自衛隊第一普通科連隊中隊長	小辻 統一
東京都の職員 (第3号)	第五建設事務所長 江東治水事務所長 東京港防災事務所長 水道局東部第一支所長 下水道局東部第一管理事務所長 下水道局北部建設事務所長 交通局馬喰駅務管理所長 交通局深川自動車営業所長 警視庁第七方面本部長 深川警察署長 城東警察署長 東京水上警察署長 深川消防団長 城東消防団長	古川 俊明 黒住 光浩 光富 正敏 松苗 昌宏 諸橋 伍一 浦山 齊 野口 恒男 新保 明 安藤 薫 長濱 海造 風岡 俊久 山崎 希岳 増茂 洋之進 木村 勉
江東区の助役 (第4号)	江東区助役 江東区助役	石橋 久史 秋山 邦彦
教育長及び区の区域を管轄する消防長 (第5号)	教育長 東京消防庁第七方面本部長 深川消防署長 城東消防署長	鈴木 重臣 花水 新 高橋 智章 海藤 芳和
江東区の職員 (第6号)	収入役 総務部長 保健福祉部長 環境清掃部長 都市整備部長 土木部長 区議会事務局長	板倉 稔 高橋 三喜男 宍戸 孝 鳥海 武 合田 進 野村 俊夫 岡部 正道
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (第7号)	㈱NTT東日本-東京東 企画総務部長 東京電力㈱江東支社長 東京ガス㈱東部支店長 東日本旅客鉄道㈱亀戸駅長 日本通運㈱江東支店長 首都高速道路㈱東東京管理局担当部長 東京地下鉄㈱東陽町駅務区長 (社) 東京トラック協会深川支部長 (社) 東京トラック協会城東支部長 (社) 江東区医師会会长 (社) 深川歯科医師会専務理事 (社) 江東区城東歯科医師会会长	安食 年英 山本 浩 作田 龍昭 中津川 政廣 荒内 隆 二宮 節夫 石井 重信 齊藤 雄一 江森 東 斎藤 正人 加藤 光嚴 小林 俊春
国民の保護のための措置に関し、知識又は経験を有する者 (第8号)	江東区議會議員 江東区議會議員 江東区議會議員 江東区議會議員 江東区議會議員 江東区議會議員 災害協力隊代表 防火防災組織代表 防火防災組織代表	小森 弘雅 佐竹 敏子 板津 道也 川名 省三 斎藤 久也 新島 恒雄 武田 茂治 清水 芳子 浅野 美智子

資料 2

江東区国民保護協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、江東区国民保護協議会条例（平成18年3月江東区条例第10号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、江東区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に通知した上で、代理者を出席させることができる。

3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

（専門委員の出席）

第3条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（協議会の記録）

第4条 会長は、会議の記録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員及び専門委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

（協議会の公開）

第5条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができます。

附 則

この規程は、平成18年7月7日から施行する。

資料2－2

江東区国民保護協議会の傍聴に関する取扱いについて（案）

平成 年 月 日 江東区国民保護協議会決定

標記の件について、必要な事項を下記のとおり定める。

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議開始15分前までに会場で傍聴申込書により申請し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (2) 申請者が定員を超えた場合は、次の方法により傍聴券の交付対象者を決定する。
 - ① 江東区内に住所を有する者(以下「区民」という。)が定員を超えた場合は、その中から抽選により交付対象者を決定する。
 - ② 区民が定員を超えない場合は、区民全員を交付対象者とした後、区民以外の者の中から抽選により残りの交付対象者を決定する。

2 定員

- (1) 傍聴人の定員は、原則として10名とする。
- (2) 申請者が定員を超えた場合であっても、1の(2)の規定に基づく傍聴人の決定後、会長は、議場の広さ等を勘案し、傍聴人の人数を追加することができる。この場合において追加される傍聴人の決定は、1の(2)の規定に準じて行う。

3 傍聴できない者

次の者は、会議を傍聴することができない。

- ① 酒気を帯びている者
- ② 凶器等の危険物又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ③ 会議の運営を妨害するおそれがあると認められる者

4 傍聴券の提出等

傍聴券の交付を受けた者は、議場に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、傍聴席に着かなければならない。

5 禁止行為

傍聴人は、次の行為をしてはならない。

- ① 飲食又は喫煙すること。
- ② 鉢巻き、腕章の類をするなど示威的な行動をすること。
- ③ 許可なく議場内で撮影し、又は録音をすること。
- ④ その他、会議の秩序を乱し、又は会議の運営の妨害となる行為をすること。

6 傍聴人の退場

- (1) 会長は、会議の進行上必要があると認められるとき、又は傍聴人が禁止行為を犯したときは、退場を命ずることができる。
- (2) 傍聴人は、会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

資料 3

江東区国民保護協議会の設置趣旨

江東区国民保護協議会の設置

- ◆ 設置根拠 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条
- ◆ 設置目的 区の区域に係る国民保護措置に関し広く区民の意見を求め、区の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、江東区国民保護協議会を設置すること。
- ◆ 所掌事務 ①区長の諮問に応じて区の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること
②前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること
- ◆ 会長 江東区長
- ◆ 委員 法第40条第4項に掲げる者の中から区長が任命する。
(委員の任期は2年とし、再任を妨げない)
 - ① 指定地方行政機関の職員
 - ② 防衛庁長官が同意した自衛隊員
 - ③ 東京都の職員(警視庁の警察官を含む)
 - ④ 江東区助役
 - ⑤ 江東区教育長及び管轄する区域内の消防長又はその指名する消防吏員
 - ⑥ 江東区の職員
 - ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - ⑧ 国民保護の措置に関し知識又は経験を有する者
- ◆ 運営 ① 協議会の会議は、会長が召集し、その議長を務める。
② 協議会に部会を設置することができる。

資料 4

江東区国民保護計画作成の基本的考え方

国及び都が示した枠組み

<国民保護法>平成16.9.17

● 区の責務(法第3条第2項)

- 国の基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確・迅速に実施
- 区内において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進
- 区国民保護計画(法第35条)
 - 東京都国民保護計画に基づき作成する
 - 計画に定める事項
 - ・区の国民保護措置の総合的推進に関すること
 - ・区が実施する国民保護措置 等

<基本指針>平成17.3.25

● 国民保護措置の基本の方針

- 国、都道府県、区市町村の責務・役割分担に従って実施
- 関係機関相互の連携・協力を確保
- 基本人権の尊重 等
- 武力攻撃等の事態想定(8類型)の提示
- 避難、救援、武力攻撃災害への対処等に係る措置・留意事項

<区市町村モデル計画>平成18.1.31総務省提示

● 市町村国民保護計画の作成を支援

<東京都国民保護計画>平成18.3.31

計画の主な内容

- ①想定する事態
- ②平素からの備え
- ③住民の避難と救援
- ④被害の最小化
- ⑤大規模テロ等への対策

<東京都区市町村国民保護モデル計画>平成18.3.31

東京都が国の全国版モデルに対し、都の特性を踏まえてモデルを作成

江東区計画の作成方針

方針1

「基本指針」

「都計画」

「モデル計画」
を基本



- 1 国の方針や都計画に応じて迅速・的確に措置を行いうための行動指針
- 2 区民の理解と協力を確保
- 3 武力攻撃事態等8類型及び大規模テロ等への対処の基本を提示

方針2

江東区の特性、
実効性に配慮



- 1 経済・社会機能の集積する都心に隣接する特性を踏まえた対応
- 2 臨海部などの人口増や大・小河川に囲まれた地域特性の課題に対応
- 3 区が実施した防災訓練等の成果を反映

方針3

災害対策等の
しくみを最大限
に活用



- 1 「地域防災計画」等で構築されたしくみを活用
- 2 国・都・区市町村・関係機関、近隣区との緊密な連携・協力を重視
- 3 全庁的な実施体制を構築

江東区国民保護計画の概要

第1編 総論

第1章 区の責務と国民保護計画

区の責務、区国民保護計画の位置付け・構成等

第2章 国民保護措置に関する基本方針

基本的人権の尊重、権利利益の救済等、特に留意すべき事項

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施に係る区の役割の確認及び、関係機関との連絡窓口の把握

第4章 区の地理的、社会的 特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮すべき地理的、社会的特徴

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

1. 武力攻撃事態 2 緊急対処事態 3 NBCを使用した攻撃

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

1. 国民保護措置の実施必要な平素の業務、職員募集基準等
2. 消防の初動態勢の把握及び消防団の充実、活性化等
3. 国民の権利救済手続き

第2 関係機関との連携体制の整備

1. 国、都、他の区市町村及び関係機関との連携
2. 事業所及び自主防災組織に対する支援

第3 通信の確保

非常配備通信体制の整備等について

第4 情報収集・提供等の体制整備

国民保護措置に関する情報提供、警報伝達及び安否情報収集等

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

特殊標章及び身分証明書の交付等に関する体制整備

第6 研修及び訓練

知識の習得と訓練を通じた対処能力の向上

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1. 避難についての基本的事項、避難実施要領パターンの作成、救援についての基本的事項
2. 輸送力、輸送施設及び生活関連施設の把握
3. 避難施設の指定等

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

備蓄と管理施設・設備の整備及び点検等

第4章 国民保護に関する啓発

国民保護措置、住民がとるべき行動及び特殊標章等に関する啓発と普及

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1. 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置
2. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

第2章 区市町村対策本部の設置等

区市町村対策本部の設置手順、組織及び構成

第3章 関係機関相互の連携

区と国・都、関係機関との連携を円滑にすすめるための事項

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

権利・利益救済のための迅速な対応、及び関係文書の保管保存

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1. 警報の内容の伝達・通知及びその方法
2. 緊急通報の伝達及び通知

第2 避難住民の誘導等

1. 避難の指示の伝達
2. 避難実施要領の策定
3. 想定される避難の形態と区による誘導

第6章 救援

1. 救援の実施と関係機関との連携
2. 救援の程度、方法の基準及び内容

第7章 安否情報の収集・提供

1. 安否情報の収集と都への報告
2. 安否情報の照会に対する回答
3. 日本赤十字社に対する協力

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処の基本的考え方及び武力攻撃災害の兆候の通報

第2 応急措置等

退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等及び消防に関する措置等

第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設の安全確保及び危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

第4 NBC攻撃による災害への対処等

國の方針に基づく必要な措置

第9章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集・報告とその方法・様式等

第10章 保健衛生の確保その他の措置

保健衛生の確保及び廃棄物の処理

第11章 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定及び生活基盤等の確保

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

基本的考え方及び公共的施設の応急復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

1. 国が示す方法に従い都に協力して実施
2. 区の管理する施設・設備の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

費用の支弁、国への負担金の請求、損失・損害補償等

第5編 緊急対処事態への対処

1. 初動対応力の強化
2. 平時における警戒・監視
3. 発生時の対処
4. 大規模テロ等の類型に応じた対処